

裁判長
印



昭和六一年(わ)第一二四二号

第三回公判調書(手続)

被告事件名

公務執行妨害

及び

被告人氏名

根本健司

(出頭)

公判をした

年月日

昭和六一年七月一日

裁判所

大阪地方裁判所第八刑事部

裁判官

裁判長

青野平

小林秀和

岡健太郎

裁判所書記官

井野口 攝

検察官

松岡幾男

昭和六年七月二日

出頭した 弁護人	主任弁護人 池上健治 川窪仁師
立ち会った裁判所速記官 出頭した証人	原田むつみ 細田良夫 奇藤基樹 大島邦男
証人	大島邦男 出頭を命じ告知した次回期日
昭和六年七月二日	昭和六年七月八日午後一時五分
大阪地方裁判所第八刑事部	裁判所書記官 井野口 攝

表半所

(様式刑1)

事件番号 昭和六一年(わ)第二四二号

証人尋問 調書

(この調書は、第三回公判)
(調書と一体となるものである。)

裁判所
書記官印



氏名

奇藤 基樹

職業

国家公務員

年齢

昭和二年七月二日生

住居

奈良市本薬師東町四〇〇

裁判長

さきにした宣誓の効力を維持する

尋問及び供述

別紙速記録のとおり

以下余白

速
記
録

原本番号 昭和六年(刑)第一五五号の二

第 昭和 六 年 回

七 月

公 申 判 録


事件番号

昭和六一年の第一二四二号

証 氏

名 人

齋藤基樹

弁護人(池上)

証人は退廷命令が出たような事件は、初めてである
というふうにおっしゃいましたね。

はい、そうですね。私の経験としては。

退廷命令も初めての経験であられたということですか。

はい、そうですね。

裁判所の三人の裁判官がいらっしゃいますが、三人の裁判
官もやはり初めての経験であったのでしょうか。

それは存じません。

「前回の二証言ですと、高裁に係属してからは第一回からずっと警備要請事件であつたといふことですが、第一回目からずっと警備要請事件といたについては、特段の理由がありませんか。

はい。

それはどういふ理由ですか。

控訴人五名の中に松下白井といふ人があります。

この人についてはその前年のいつごろでいたか。

「前年の一二月、東京高裁での事件があつたこととミミヤわねておるんで一ようか。

そうですね。そのこと自体はそのときは知らなかつ

たんですが、昭和六〇年の初めごろでいたか、週刊

紙にその記事が出たというところで知りました。

証人がそれをお知りになったのはいいんですが、証人がそれを
お知りになって、裁判所に献言なされたということ
ですか。

はい、そうです。

京都地裁では警備事件には、なっておったんでしょうか。

私の聞いたところでは、はっきりした警備事件

には、なっておかされたようです。

次に第二回の口頭弁論で、言渡は松下さんだけの分
に付いてのものを予定していたんだが、それを辞(けたとい
ふ)うに、あーやーまーたぬ。

辞(けた)と言いまーたかや……。

私のほうの人もですと、松下のみの言渡を辞(けて)、言渡

裁

判

所

を延期し、期日を指定したと、二つ三つ二つになつてお
りますか。

.....
そうではないですか。

いや、結果的にはそういうことですが、どうも、ちよ
つと避けたという表現は、いささか適切ではな
かったと思います。

どうすると、言葉を延期された理由は、どういふこと
ですか。

ですから、それは分かりませんが。

分からなければ、分からなだけで止めてください。

私が避けたんではないという程度のことです。

裁判所から避けた理由は、お聞きになっておられます。

んか。

はい。

ちよつとよく分からぬのでお聞きするんですが、言渡を延期すると。それから新しい期日を指定するといふだけであれば、開廷する必要はないように思っていますか、どううへ開廷したんですか。

そうですねが……ちよつとそう聞かれますと。理由をお聞きしてるんですが。

……通常、判決言渡の延期をするときでも、必ず法廷で言渡延期の告知をしておきます。

どの事件でも、そういうおるといふことですか。

はい。

高裁の第六民事部では。

よその部もそうじゃないかと思えますが、もちろんだ
当部においては、そうでありませう、事前に変更
決定しない限り。

裁判長

ですから、今おっしゃった事前に変更しない限りと言
うんでしよう。だから、なぜ事前に変更しなかつたのか
というふうには聞かれています。

……それは分かりません。とにかく事前に変更
しないので、当日に臨んだわけです。

弁護人（池上）

第二回の期日では、確か濱本さんが傍聴人出入口の辺
りで、押し出されるときに証人の目から見ると、何か
キラキラするものを扱ったと。あとで見たら一回玉で

あるという二二とが分かったというふうにおっしゃいます。その一円玉は、どうも一円玉ですか。

一円玉は結果的には、竈本に返したはずですよ。

はずというのには、直接は知らないという二二とでよろしいか。

ええ、私自身から直接返してありませんが。

だが返一しましたか。

法廷警備員だと思います。

廷吏さんではなかったでしようか。

………ちよつと、私は。

見ておられませんか。

はい。

廷吏さんが拾い集めて、竈本さんに渡したというふうな二二とは見ておられませんか。

裁 判 所

知りません。

法廷の中には、そのとき証人は、おられまじい。

いや、投げたときですか。
渡すとき。

いえ、濱本さんに渡したという現場は、私、見
てないんで知らないんです。

それから、そのとき証人が見られたのでは、何か討論会を
やってあったというのですが、そのときは証人はやはり
書記官席におられたわけですか。

いえ、もう法廷終了後ですから席には着い
ていません。

では、法廷の中には、おられまじいのか。

あとからやって来て法廷内に一時いたこともあ

ります。

あなたが一時おられたときに、何を討論しておるのかと
いふことは分かりましたか。

内容は分かりません。

全く分かりませんか。

はい。

討論

している者同士の間で、争い合っているというの
口でなう何なり、そういうところは見られませんでしたか。

私自身は見えていません。あとで聞いたこと
あとで、どなたからかお聞きになったんですか。

それもはっきりと見えてません。かつと法廷に残
て、その傍聴人席の人達を退去するようになった。

結論を言いますと、廷吏さんですか。

歳

判

斤

延更から聞いたのもいれませんが、特定して覚
えておりません。

第三回の口頭弁論の予定について、前回いろいろお聞
きして、結局はつきりはなかつたんですが、当日開延
するまでに口頭弁論を延期して、あるいは期日を指定す
るといふことは、主任書記官のあなたにも知らされてい
なかつたといふことでよろうか。

はい。

いつも、そうですか。

はい。

第三回の口頭弁論の日、本件が起つた日ですが、結局
現場の総指揮者は、どなただったんですか。

……指揮者は、裁判長です。

もちろん命令を出すのは裁判長ですが、そのあとその執行にあたる場合に、それを指揮するものが決まっております。ないと、系統だった執行はできません。だから、その総指揮者が必要であつたかをお聞きしてゐるんです。

総指揮者をだめにするという事は、別に決められておりません。た。

そうすると、総指揮者はなかつた。

……総指揮者として決めた人は、おりませんでした。決めてなかつたという事ですが、現実には総指揮はだれがとつたんですか。

……一つの組織体としての総指揮は、法廷後の混乱が起つた状態では、格別になかつたと思ひます。みんなでその混乱の收拾と退廷の執行に

あつたと思ひますから。

けれども、警備員さんに退廷させないといふふうな
指揮は、しないと、個々の警備員さんは動けないと思
ひますよ。そういう指揮をする人は全くなかつたわけ
ですか。

そういうことを伝えて言った者が指揮者だとす
れば、まあ私がそういうことを言ったと思ひますが、
警備員の中では警備室長がおりまして、この人
が警備員の方の指揮をしていたと思ひます。

警備室長とおっしゃったのは、どなたのことですか。

正式に警備室室長にはやらないのですが、この前言
いましてよろしく、警備室室長は頼經さんといふ人
ですが、その日は休んでおりまして、その代わり

とて来た大島さんという人ですね。

裁判所が入廷される直前ですが、前回図に記入して
いただいて、警備員が座っていた位置を示していただい
ましたが、それ以外にも何名か警備員が法廷内に配
置されていたようですが、気が付きませんでしたか。

……傍聴席のほうにいたのかもわかりませんが、
はッキリとどこだかというところまで記憶して
おりません。

傍聴席のほうにいたと思うんですか。

いたかもわかりませんと思います。

それ以外に、当事者出入口の法廷内、それから傍聴人
出入口の法廷内に、それぞれ何人かいたようなんですが、
気が付きませんでしたか。

いたかもしません、ちよつとは、キリキリした記憶と
しは残ってません。

法廷内に千田書記官は、おりぬまいたか。

それはありました。初めからの予定で入ってもらつ
てました。

それ以外の裁判所職員が法廷内にいたという事は、
ありませんか。警備員と千田書記官、それから裁判
所と証人、それから廷吏さんも入っていますよ。それ以外
は。

それ以外は記憶してません。

裁判官が席に着かへて、本日の判決の言葉はと
ころでいったん言葉を途切らせた。
はい。

そのときに裁判長がフツと松下のほうを見たところふうんに
おっしゃいましたね。

はい。見たって、私が確認したわけではないんです。
前回、証人がフツと見たとおっしゃったもので。

ああ、そうですか。それで訂正いたしますが、
私が振り返って裁判長の顔を見たわけではない
んです。

そうすると、あなたは前回おっしゃったのは、だからからお聞
きに当たったことですか。

いえ、私自身が自分の目で裁判長の言葉を聞
いて、その辺で一時ストップしたという事です。

それは分かりました。でも、フツと裁判長が松下のほう
を見たとおっしゃった。

……そういふふうなことを私が自撃すると言っ
たように、もう述べたとすれば訂正いたします。

と「二」とは、証人は「前」のほうを聞いておられる、その
ときには「裁判所」のほうは見えていなかったという「二」です
ね。

そうですね。

松下さんが紙ハツクを投げたという「二」とで「一」だが、紙ハツ
クを投げたときの松下さんの位置を書りてくばさい。
本速記録末尾添付四画(一)を示す

それを丸印で松下と書いていただけますか。

(四画に記入した)

今お書きいただいた松下さんの位置ですと、当初、松
下さんが着席した控訴人席から立ち上がった状態の

ままと。その位置とこの位置を、いすは。

いや、多少ずらして置くと思ひます。

ずらして置くというのは。

控訴人席は、二人座るところがありまして、そのようにいすも置かれています。ですから座ったいすの位置よりは立ち上がったときは、そのいすのやや右手のほうの位置で立ち上がりましたから、そうすると、ちやうど真ん中より。

松下さんは控訴人席の裁判官寄りのいすに座って
いた。

そうです。

で、立ち上がったときは、いすの右側、裁判官と、ちやうどいすをよさうで離れた位置に立ち上がって、そこで

紙ハックを投げたということでしょうか。

そうですね。いや、ちよつと今の、少し付け加えさ
していただきますが、今のご質問だと、裁判官寄
りの席から立ち上がった、そして投げたと言
うんですが、私が目撃したときはもう既に立ち上
がって投げ終わったときですから。

立ち上がる際の動作は、見ていないというこ
とですね。
はい。

立ち上がるときは見ていないけれども、立ち上
がったあとの状態だけを見て言っているというこ
とですか。

そうですね。

それから裁判長の退廷拘束という発言があ
つて、証人は何人かに取り囲まれたというふう
にかつておられます。

「たぬ。」

はい。

それは、裁判長が言われてすぐですか、間をおかずにですか。
いや、何秒かの間はあったろうと思います。

何秒かではなくて、二、三分ぐらいの間がなかったでしようか。
いや、そんなにはありません。

取り囲まれたとおっしゃったのは、何人に取り囲まれたとお
っしゃいましたかぬ。

そうですね……私の印象では三人若しくは
四人ぐらいだと思います。

あなたが取り囲まれたとおっしゃるのは、書記官席での
ことですか。

そうですね。

そうすると、そのときの状況を「この図に書いてほしいの
ですが、あなたがいろいろやった位置は、「こないだ、あなた
自身が図にお書きになったとおり、そのままの位置で
すぬ、書記の官席に座ったままの状態ですぬ。

取り囲まれたときは、いや、立ち上がって応対したと
思います。

書記の官席で立ち上がって、応対した。

はい。

取り囲んだという人達を丸印で図にちよつと記入して
ほしいんですが、どういう状態を取り囲まれましたか。

（ちよつとでいいですね。）（図面に記入した）

正確にはちよつと無理だろうと思います、動きますから、
ちよつとでいいですよ。

四人いたとすれば、二二で二二か。

そのときに補助参加の申立などの書類が証人のほうへ出されて、結局証人のほうでは訟廷事務室へ出しなさいと、やりとりのあとであつたわけである。

ええ、やりとりの中で言いました。

結果的には、その書類はどうなったんですか。

結果的には受け取りました。

証人が受け取りましたんですか。

私も受け取りました。

あなたもということでは、ほかの人も受け取ったんですか。

ええ、既に山田廷吏が、前回申しましたように取り囲まれて、やはり突きつけられておりました。私が私に受け取りを拒否する間に山田廷吏のほう

が受け取らされたことには思いますが、もう手に持っていて、それで私のほうに来て、「いいでしょう、いいでしょう」といって、ふいに言ったんです。たしかかと思っております。その細かい過程は覚えてませんが、結果的には山田が受け取ってしまっただけで、私はしつぱがないななど思っています。では、しつぱがないなから預かっておいて、というところで受け取ったと思います。

山田延更さんが受け取った分も受け取ったし、あなたが出されていた分も受け取ったというところですか。全部まとめて私が持って帰ったかもしません。

差出人の名義を覚えていますが。

覚えていません。そこまでよく読んでません。作成者の名前まで、その場で確認してません。

その場で確認したけれども、あとで持って帰って確認した
めるでしょう。

覚えてません。

その取り囲まれたとき、退廷命令が出ているからという
ふうなことは、この間の尋問のときは出ていなかったん
ですね、証人の話では。

はい。

そのときは、退廷命令のことはおっしゃらなかったんですか。
言いませんでした。

それは何か理由があったんですか。

いえ、別に理由はなかったんですが、その応対を
していたからです。

応対に大むらゆで、ちよつとよくまで言う余裕がなかった

裁

判

所

と聞いていますか。

はい。

それから書類を法廷で受け取ることはないとはいいますが、前回おっしゃったように思っていますか。

一般論としてですか。

ええ、一般に。

判決言渡期日において、書類を法廷で受け渡しするということは、通常はありえません。

場合によっては、ありますね。

場合によって、例えば、経験はなれませんが、弁論再開の申立書なんかでしたら、判決言渡期日に出すことはありうろと思えますが、現実にはそういう経験は、余りしてません。

前回の証人のお話によると、紙の塊が投げられて、あんまりときをおかず、警備員が入って来たようになことをおっしゃったので、ううぬ。

そうですね、まあまあ、スう何分という間をおかさないで、入って来たのは入って来ました。

割とすぐに入って来たんじゃないですか、すうというのが。

何秒か入って来ませんでしたか。

何分とは、たつてない状態ですが、長くても一分以内。

一分だつて相当長いんですよ、騒然としたのを聞きつけて来たたり、外にいたら、すぐ入って来るはずなんです。よ。だから、一分以内なんておっしゃらずに、もう少しの

裁判所

「いくらいともいってさうな話さ。

「さういふお話を、さういふとやうに三、四十秒。

「さういふ。

「……とんちなもんですか。

「あんまり、はつきり分らないですか。

「まあ、長らくも、そしたら三〇秒ぐらいたといてさういふことが。

「その入って来らぬ途中で、大島さんに気が付きましたか。

「いえ、特定して覚えていません。

「警備員が入って来たときは、あなたは何人かに取り囲まれた状態であったと聞いています。

「さういふお話を。

「さういふお話を、警備員が入って来たときには、退避命令は

あなたは伝えなかつたりけいですか。

ええ、そのときには取り囲まれてた対してるときには、
伝えておりません。

それから証人は、裁判官の安全が気になって、取り囲まれ
ている人を押しのけて、職員通路のほうを見らぬたとい
うことでしたか。

はい、見たりしたん法廷を出ました。

そのときに押しのけるわけですけど、簡単に出入りました
か。

ええ。

別に抵抗とか、妨害とかがなうなことは、なかつた。

ええ、シーフィングとめられたものは、思ひまわらな
妨害とまでは、いかな。

裁判所

はい。

また法廷内にもどつて来ますね。

はい。

法廷内にもどつて来て、退廷命令は伝えまいたか。

伝えまいた。

はい。

みんなに、だれにという事もないです。そのとき、

法廷内に何名か警備員の人達もおりまいた。

山田廷吏もおりまいた。その他。

それほど何年たったときのことじゃありませんだから、もう

少し思い出して答えてほしいのですが、山田廷吏さんには

伝えまいたか。

ええ、言いました。一括して全員に、その法廷内に

いた職員の人達に片手端から言いながら、私自身も退廷しなさいと云う言いつて歩いたわけであらう。

法廷内ですね。

はい。

そのときまごは、拘束命令のことはまだ全然出てきませぬ。

はい。

で、あなたがもどつてきて警備員の人達あるいは傍聴人に私の想像だと、歩き回りがから退廷命令が出ていると云うことを伝えたことと云うことはある。

はい。

もどつて来られたときの状況としては、警備員さん達は

裁判所

既に退廷命令を執行しようとしていた。要するに敵
備員らが傍聴人らを排除しようとしている兵先陣や
なかつたんですか。もう排除にかかってたしドやなかつ
たんですか。

退廷させるようには、していたと思います。

あなたが退廷命令を伝えたという、その時点まで
退廷命令の執行にかかってたしドやなかつたんですか。
……………執行にですか。

ちやうどやがーい言ひ方を辞けますと、傍聴人らを法
廷の外へ出そうと、あなたがもどつて来るまづに
ぬ。さういふふうな状況ドやなかつたんですか。

いや、さう強かに勅してたんではなかつたと思
います。

シ



「じゃあ、警備員さん達は何をーておったんですか。」

「ほう然と立っていたわけではありませんが、
「強かに退廷を執行にかかっていたという状況
ではなかった」ので、私が大きな声で警備員達に
も聞こころるように、そして傍聴人にも聞こころよ
うに退廷しなさいと声をかけて、廷内を歩き回
りまして、それで全員で比較的強かに退
廷にかかったというふうに思っています。」

比較的強かにという言葉出ましたが、強かにでなく
て、退廷命令が出ているから、出なさいよという言葉
の上だけの勧告なり何なりが、警備員さん達から
傍聴人らにはなされていたような事、実はあるんですか。
はつきり覚えてません。」

最高裁判所 九号の一

裁判所

第一回目にあなたがもどって来られたとき、警備員さん
らと傍聴人らはもう法廷じゅう、あっちこっちにおた
わけですか、あるいはある程度固まっておったんですか。
傍聴人席なら傍聴人席で全部あるとか、あるいは二
か所ぐらいに分かれて固まってるとか。

傍聴人の一部は傍聴席にありましたし、それから
ちよつと申し遅れましたけど、私が法廷へもどつて
来たときに、最初に私を取り囲んだ連中が再び
私のところへやって来て。

同じ人達ですか。

大体、同じメンバーなんです。それにもまたつかまった
というところもあるんですが、今度はそういうまでも

その人達を相手にしていらぬないので、私は動き回ったという状況なんです。で、そのときに余り固まってどこに足がいたというような印象はありません。ただ、警備員達はどこからかと言おうと、傍聴席でない、一っつのほうに三々五々いたと思います。

何人ぐらい、警備員さん、おられました、そのとき。

証人がもどって来られて、ガツと見た感じで。

ガツと見て、警備員は七、八人ぐらいでしょうが、正確に読んでませんけれども。

証人は松下さんが法廷内でタバコを吸っているのを見ましたか。

吸っているのは、法廷の中で。

裁判所

もちろん廊下のほうの、一すのあるところ、灰皿のあるところであつて、何れも問題ないからいいんですが、法廷内でタバコ吸つてゐるのは、見ていますか。

いや、私は見てありません。

傍聴人あるいは警備員さんで、あなたが見られた筈で結構ですが、法壇の上へ上がった人はしましたか。

それも私は直接見てありません。

あなたが二回目に法廷の外へ出るときに、あなたが外へ出るのを妨害した人はありましたか。

ありません。

二回目に法廷外へ出らぬで、書記官室のほうへ行かれたのは、何分ごろだったですか。

それが一時二〇分か二五分か、はっきり覚えてない

んですが、今から想像すると、その辺の時間では
なかつたかと思えます。

二のときは裁判所に退廷拘束という発言の内容を、
念押しに行ったというところにかね。
はい。

素人っぽい質問ですが、命令の内容がはっきりに
なると、念押しは必要でなかったんじゃないですか。
内容について疑問があったから尋ねに行つたわけ
ではありません。分かつていたんですが、書記官室
へ帰つて。

証人は分かつていたけれども。
はい。

退廷拘束という命令を聞いただけの人には、分からず

裁判所

かつたから、念押しに行つたんじやないんですか。
いや、そういう事はなくて私自身の念押しのためです。

あなた自身の念押しのためといふことは、裁判長から
そのとおりだよという、ちよつと表現悪いですが、お墨
付をもらつて、それで強かに執行しようとする、こういうこと
ですか。

そういう意図をもつて確かめに行つたわけでは
ありません。ただ書記官官室へ帰りまして、そこで
法廷の状況を裁判長に報告に行つたと思ひま
す。ですから、裁判長に会う機会があつたので、
理解はしてゐるんですが、もう一度念のために退
廷拘束の命令の内容について、自分の理解と一
致してゐるかどうかをお願ひしたという程度なんです。

前出の本速記録末尾添付の図面(一)を示す

先程の取り囲まれた人、四つ丸あるのを傍聴人とか何とか書いてください。

一括でいいですか。

いいですよ。

傍聴人も支援者以外の傍聴人もおりますので、支援者と書いておきますようか。

支援者かどうか、ちやうと見解に争いがあるかどうか。

私に言わせれば、はっきり支援者と言えます。国側の傍聴人が来たわけではありませんから。国側でいいですよ。

(図面に記入した)

裁 判 所

それから二回目に証人がもどって来られたのは、法廷のほうへ、まづもどって来られたわけですね。

はい、そうです。

で、法廷の中は既に支援者らは排除されておいて、そういう人達はいなかった、そのときはね。

はい。

ところで、鍵はかけてありましたか。

それは確認してありません。

それから、あなたは当事者側のドアから出られて廊下のほうへ出てみられたわけですか。

いえ、それなら鍵のかかっているかどうかは分かるんですけれど。

廊下のほうへは出られたでしょう、そのとき。

法廷から出たんではなすて。

職員通路を大回りして、それで廊下のほうへ出られ
たわけですか。

はい。

大回りして、あなたが大島さんとお会いになりましたね。

はい。

その位置は、この図に書き込みますか。

大体、……………。

多少動いてるから、おぬでーうが、大体のところ。

「心法廷前」の「心」と「廷」とは言えます。

この図で言いますと、公衆廊下という字がある辺り
です。

はい、その辺です。

裁判所

その公衆廊下と書いてある位置から証人が、証人控室のほう、図で言いますと右手の通路の奥のほうへ歩いて行かれたことは、ないでしょうか。

ありません。

もう、証人控室のほうは、全然近付かなかったという
ことですか。

はい。

証人が公衆廊下と書いたところ辺りにおられたとき、
警備員さん達はどの辺におられたんですか。

やはり、公衆廊下と書いてある付近の、どちらか
と、言うのと西側辺り。

図で言うのと下側。

はい。ト主として。

十何人かが集まっておられたわけですか。

いえ、それが全員が一人残らず、そこに集合していったというわけではなかったと思いますすが。

何人ぐらいが集まっておられましたか。

まあ、そこに少なくとも五、六人以上はいたんじやないかと思ひます。

一人以内。

いや、五、六人以上一人までかどうか分かりません。

五、六人と一人だったら、その差は分かりますね。

一団となつておつたことは、確かですか。

はい、五、六人以上。……一人。

で、警備員さん達は、そこへ固まって何をしてたんじ

裁 判 所

すみ。

いや、何もしてません。

立ってた。

立ってました。

証人控室のほうに何人か入ってたようなお話でしたが、あなたが気が付かれた範囲で何人ですか。

……私が、この公衆廊下と書いた付近から
ちよつと見てみた程度で、記憶に残ってる
のは松下、坂本、濱本、それから竹中千恵子、
それぐらいの顔が見えたように、今、記憶して
るんですが。

証人控室の中ですよ。

はい。

いなり長に二と、証人は証人控室のほうを見ておられ
たんですか。

いえ、そうでもない。

ケラッを見て、四人の顔がハッに見えるという二とですか。
はい。

割と距離もあるし、ドアもすき間がそんなに大きく
なくて、見にくいと思うんですけど。

ドアは結局、ドア一枚分が丸々あいておりました。
見えた。

ええ。

こう着状態にあったんですか。

分かりません。

あなたはご存知ない。

はい。座り込んでおりましたから。
座り込んでる人もあったという事ですね。

はい。

前回の話だと、傍聴に来てた数は第二回目ときも、
この今回ときも、余り変わらないう事でしたね。
そうですね。

しかも敬言備員はフルメンバーで臨んでいる。

はい。

そして、なおかつこう着状態。あなたが大島さんの
話を聞かされたところでは、大島さんは前回と状況が
違うというふうな事を言われた。

はい。

どこが違うのか、どうして前回のようにサッサと方舎外

退廷できないのかという事は、お分かりになりましたか。

分かりません、分からなから私は大島さんに、なぜ前回のようたできないのかと聞いたわけですね。

状況が違つたかつしやうたわけですね。

はい。

どういふふうに違つたという事は、大島さんは。

聞いてません。

言らなかつた。

答えませんでした。ただ、一紙を今回、し前のようた

やううと思えば、もっと応援がいらすと、このままでもや

つやんばーんとはばいけぬども、一紙では人が出

るとこつていふ言ひを言ひましたので、私としては前回

と同。ニヤンバ一かとは思ひながら、やはり直接、警告

裁

判

所

備にあたって警備員がそういう言うんでは、これは致し方がないなと思ひました。

既に、その時点でけが人が出てたんだやなかったですか。そうですか。

知りませんか。

知りません。

あなだが、この図の公衆廊下と書いた辺りへ行かれたときに、若い女性が倒れてるか、あるいは法廷、控室内に運び込まれてるか、そういう状況を見ませんでしたか。

私は、見ていません。

そのあと、裁判所の医務室のほうから女性が、看護婦さんか女医さんが分かりませんが、来られて、その女の人と



もう一人付添いを連れて、医務室のほうへ行かれたと
いう状況は見えてませんか。

見てません。あとから話で聞きました。

それから、あとで判事室のほうへもどられた、書記官室
かな。

書記官室です。

執行の手順を相談されたようだな。お話でしたかね。

はい。

だめだと相談があったんですか。その手順決めるのに
参加した人は。

それは敬言備員の大島さんのほうから、拘束命令
の執行をやるにつれて、執行体制を整えていか
ると。それについて松下昇の本人特定、識別を

裁

判

所

やってももらいたいという相談があったわけです。

そうすると、その手順を決めるとかどうとかというところ
にやなくて、本人を特定するのに、だんか来てほしいと
いう要望だけだったんですが。

はい、私のほうで関与するのは、そういうことですよ。
要するに、証人のほうと一は特定一はほしいという
ものだけを言われただけなんです。手順を決める
のに証人が参加されたというところじゃないんです。

「あを」
「はい、そういうふうにしてやるのと、
それとどれがどう
しとそういうふうな相談に加わったわけじゃないんです。

はい、それは私自身は加わっておりません。

ただ、大島さんのほうから特定するのには、だんか出て

はいと言われただけではないか。

はい。

警備員さん達が、先程の凶の公衆廊下と書いた辺り、あるいは法廷の周辺からいったん全員引揚げたというふうな状況があったのは、ご存知ですか。警備員さん達が、いったんこの現場付近から引揚げたというふうなことは、ご存知ありませんか。

現場とは。

法廷内あるいは法廷周辺から引揚げたという状況は、ご存知ありませんか。

そのときは、私はその現場におりませんので、知りません。

あとで聞かれたことが、ありますか。

裁

判

所



ただ私が書記官室にある。あるいは書記官室
から、いろいろ出入りしているときに、
前に相当多数の警備員の人かやっ来て二と
かあります。

何ーに来たんですか。

それは今言いました。松下の特定をーしてほしいと
言っ来て。それによつて千田書記官をやった
ときの時点だと思ひます。

時点は分かつたんですが、何ーにそんなに書記官室の
前に集まつて来たんですか。

それは、そこで拘束命令の執行にかかるときの体
制を整へるための相談の何かに来たんでほ
かと、私は相想像一しました。

「かー」ながら、証人は拘束命令のことは、もう既に現場の周
辺で責任者である大島さんには、伝えてあるんですな。
はい。

にもかかわりなく、またもどって来られたわけですか。

警備員の方が書記官室の辺に来たというのは、
ですか。

ええ。

私、そのとき直接大島さんには聞いておりませ
んが、結局松下の執行にかかるために、私のとこ
ろへ、今の特定を聞きに来たと同時に、その辺
で警備体制で執行にかかると打ち合わせをする
ために、二の辺に来たんだと私は想像しておいま
した。

裁 判 所

あなたには、それは理由については想像されただけなんです
ね。

はい。

実際、なぜかといふことはご存知ない。

はい。

二の日、松下さんの監置決定がされておりますね。
はい。

それについて、制裁調書、それから当日の口頭弁論の
結果についての口頭弁論調書、一紙を証人が作成されて
おりますが、その日に作成されましたか。

調書は翌日ではなかったかと思えます。

それから証人は、この事件の控訴に伴う執行停止の
申立に関与はしましたか。

はい。

その後、この関係の事件の担当書記官が、証人から
千田書記官に代わっていますね。

それは多分、一件記録上の調書の作成者が
以後代わったからだと思いますけれども。

立会書記官が代わったというところじゃないんですか。

立会書記官が、その次から代わったわけですよ。

だから調書を作る書記官が代わっているよ。

そうですね。

それは何か理由がありますか。

それは本来、この期日は特別ですから、私がずつ
と立ち会おう予定であったんです、第一回、第二
回、第三回まで立ち会いましたが、第三回が

裁判所

ただ今のような状態になります、そこで私は
主任書記官の立場があつて、こういう状況が
以後も続くんであれば、私自身が立ち会いを
してゐるといふことは、法廷警備上、どうも支
障があるといふことで、立ち会いを千田書記
官にやつてもらふことにして、私は法廷警備の
ほうの、部の責任者として関与することにな
めたから、立ち会いをやめたんです。

法廷警備のほうの執行について、指揮がーやすいと
いふことですか。

はい。

竹中さんの関係の判決期日は、五月五日に来たる六月三日
に指定するといふことで、法廷で期日指定があつて、

で、六月の上旬になって突然六月十六日に変更になりますかね。

はい。

これは、どうですか。

当初は三日ぐらいと見込んでいたんですが、もっと早く言渡の準備ができるという見通しがあったので、繰り上げた。

でも、普通の事件で判決の言渡の事件を繰り上げるとどういふことはないんですよ、普通では。

当部では、よくあります。

第六民事部では、よくあるんですか。

はい。むしろ繰り上げると手続的には面倒なんですけど、やる状態になれば、なるべく早くやるように

裁

判

所

山手護人（川澄）

そうですね。

松下がもう出てどこへ行ったろうという不安があったのであわてて法廷の前に行って見てそれで安心したわけです。

確かそう言いましたね。

はい。

そうすると、あなたとしては専用廊下のほうを見に行つて戻つて来てから傍聴席のどのへんか松下さんを見た時に一応安心したと、松下まだおるなど、こう思つて安心したと、こういうことですね。

はい。

さらにもう一回一時四〇分ごろ裁判官のほうへ行つて帰つて来てからのちに廊下で見てまた安心したと、二度あるわけですね。

まあ、安心したというか、まあまあ。

どういふふうにおっしゃいました、さつき、傍聴席におる松下さん見た時にどう

思ったと言いました。

あ、まだここにいなるといふうには思いました。

それはどんな状況だったか覚えてないですか。傍聴席の中でどういう状況で松下がおったかは。

どういう状況姿勢ということまでははっきり覚えておりませんが、ちょっと印象に残っているのは、その時少し動いていたかもしれませんけれども、松下の動き、動作は非常に緩慢だなあと、だからそんな早く法廷や裁判所から逃げ出してしまうということはないなあというふうに思いました。

松下に拘束命令が出ているということは、そのあなたが大きな声でふれ回った時には言わなかったんですね。

はい。

単に退廷退廷、全員退廷ということだけを言ったわけですね。

はい。

どうして言わなかったんですか。

それは、今の、その時の状態で、執行と言ってもすぐに拘束命令の執行を無事にやれるかどうか非常な不安があったからです。というのはその時は、まあ、私自身も拘束命令の執行というのは初めての経験でしたし、事前に、拘束命令が出た場合の執行の方法、手順、まあ、あとからわかったことですけれども、たとえば仮監留置命令をどう出すか、留置場所をどこにするかといった、事前の綿密な打合わせ体制というのが何も出来ておりませんでした。したがって万一執行にかかって失敗するとどんなでもないことになるということで、慎重を期さなきゃならないと、とりあえず法廷からまず全員退廷の命令をまず先に執行することが先決だ。でも、緩慢ではあるけれども、松下さんも法廷の外のほうへ向けて歩いておったんじゃないんですか、あなた見たのはどっちかわからないんですか。

いや、法廷の外へ向けて歩いていったという状態ではありません。

だけど、全部出してしまったら、当然松下も出てしまえますね。

はい。

そういう前提であなたおったんでしょう。

はい。

出てしまってからどこへ行ってしまいかわかりませんね。

そうです。

普通考えれば。

そうです。

その確保ということについては考えなかったんですか。

……、それは、まあ、言いますと一種の安心感も持っておったわけですよ。……、これは、この傍聴人、支援者たちは前回同様に裁判所からの強制的な、強制力による排除がなければなかなか外へ出て行かないと、そし

て一番このグループのボスである、まあ、ボスと私はそれまでの状況から理解しておったんですが、そのボスである松下や控訴人たちが支援者たちを放つといて先に庁舎外へ出てしまうということは、まあ、九九パーセントあり得ないと、こういうふうに思っております。だから一種の、拘束の執行するについては全員退廷をやる過程で出来るという安心感がありました。

あなたが専用通路、あるいは合議室を見て戻って来たころ、そのころからのちに法廷内が一段と騒然となった事実はないですか、念のためにお聞きしますけれども。

……、前よりもよむけんそうになったということとはなかったと思います。なかったですか。

はい。

あなたは制裁の裁判の準備で忙しかったから千田書記官を松下の識別のために行

かしたところおっしゃってますね。

そういう理由もありました。

制裁裁判の準備はいつごろからかかったんですか。

法廷から帰ってからですね。

法廷から帰ってて、いつの時点のことでしょうか。

一時二〇分か二五分ごろに一遍法廷から帰ってから一応かかりました。

それは裁判官に命令の趣旨を念押しに帰った時のことですね。

そうです。

それからまた一時四〇分ごろ法廷に戻ったということでしたね。

はい。

その時点からすでに制裁裁判の準備にかかったと、こういうことでしょうか。

はい。

それは誰の指示によるんでしょうか。

最高裁判所 九号の一

裁判所

いや、別に改めて指示を受けなくて私からやり出したんです。そして書記官室に残っていた書記官と一緒に資料集める……。

そういう監置とか、いわゆる制裁については書記官が一切最初からやるわけですか。

ええ。

するかどうかも含めてね。

それは制裁の結果過料になるか監置になるか、釈放命令が出るか、どうなるか、結果はわかりませんが、一応すべての場合に備えて、少なくとも拘束命令で留置命令は出すのか、どこへ入れるのか、そういう書式関係、そういったもの何も用意しておきませんので、その書式を集めなきゃならない、それからそういうなんか参考資料も事前に何も用意していませんでしたから、参考資料を借りに行くとか、ちょっとどろぼう捕まえて縄ないみたいですが、そういうことで追われました。

一〇〇七号法廷で裁判の手続は行われたんですね。

はい。

その法廷に行くまでに裁判官とその件についてなんらかの打合わせをしましたか。

……、制裁裁判までの間。

制裁について。

松下を仮監に留置するということ、それからきょう夕方までに制裁裁判をやってしまったということについて指示を受けました。

その二点だけの指示を受けたんですか。

はい。

これは裁判長から受けたわけ。

裁判長及び係裁判官からです。

受けた。

はい。

最高裁判所 九号の一

裁判所

事件の内容については問答はしませんでしたか。

……。

どういう内容のことについて制裁裁判をやるんだという内容面について裁判官とあなたの間で。

内容面につきましては、制裁の裁判に書くための資料として松下が投げたパック、あれの大きさとか形状、色合い、そういった特定が必要だからそれはどういふものか調べてほしいという指示を受けました。

それだけですか。

はい。

それだけ。

……、あとは何でしょうかね、……。

たとえばね、その日法廷であったことについて問題となっていることですね、裁判官とあなたが事実関係をめぐっての話し合いはしなかったですか。

アッ、そういう話もしました。

それはどこで誰としたんですか。

裁判官室で主任裁判官の堀口裁判官とそういう会話をしました。

どんな内容でしたか。

……、その当時の状況を立会書記官がどういふふうに見たかということ
を堀口裁判官から念のために聞かれたので私の見た状況範囲をお答えし
たことあります。

そこで答えた内容と今回法廷で証人として述べたことは同じですか。

……。

なんか違った点があるように思えますか。

きょう述べた。

きょうなり前回。

……。

一緒にですか。

同じだと思いますよ。

同じだと思う。

事実の一つですから。

それから、裁判官はほかの方からも事情を聞いているようでしたか。あなた以外に。

それは私はわかりません。あるいは山田廷吏から聞いているかも知りませんが、千円書記官からも聞いているかも知りませんが、そのことは直接私は目撃しておりませんし、あとで報告も聞いておりません。

それから一〇〇七号法廷で制裁の裁判をしたわけですね。

はい。

松下さんは事実関係について黙秘でしたね、言いませんでしたね。

言いません。ただ国選弁護人を選んでもらいたいということだけを念仏

のように何遍も繰返しておりました。

監置決定はあなたが作成されたんでしょうか。

はい、そうです。え、監置決定ですね。

ええ。

決定は裁判官が作成しております。

裁判官が作成して。

私は調書です。

あなたは調書を作成したと、こういうことですね。

はい。

被告人

まず、一点目ですが、三月二四日は第三回口頭弁論にあたっているんですが、第二回口頭弁論、二月一〇日ですね、その際傍聴者の中に被告、私がいた記憶はなにかないとおっしゃいましたが、その通りですね。

私自身ははっきり印象に残っておりません。

それで前回の証言の際に人伝えに聞いたとおっしゃってましたが。

ええ、これはあまり責任のあるお答えは出来ないんですけども、なんかあとから聞くと、それは第三回になってから、そして根本健司という人物が話題にのぼって来た時点で人から聞いたところでは、あの人物は第二回の時の法廷にいたと、そしてなんかその集会の中心人物になっていたような話を聞きました。

法廷内において中心的な位置にいたということのみですか。

それから当日庁舎外に全員退廷命令を執行して出てから、なんか庁舎外でも、このグループがなんか派にわかれてもみ合いを、もめていたと、その時にこのあとからわかった根本という人が、なんか、まあ、あの言葉で言うと、これはあたっていかどうかわかりませんが、なんかみんなからつるし上げになっていたというような話を聞きましたが、こ

れはあくまでも風聞で確実なものではありません。

第三回口頭弁論以降、要するに、被告の私が話題になって以降と言いましたが、それはいつごろの時点でしょう。

被告のあなたがなんですか。

被告の私が話題に上がった時点でそのうわさを聞いたとおっしゃいましたが。

アッ、それは、結局、あなたが公務執行妨害で逮捕されたということから、その根本という人はどういう人だったろうということが話題になって聞いたわけですから、まあ、その日かその翌日か、そのへんの時点です。

翌日というのはその三月二四日の翌日ということですか。

ええ、二五日ごろじゃなかったかと思います。

それでそのうわさというのは特定の誰から聞いたということなんでしょうか、それとも……。

まあ、裁判所職員という程度です。それ以上特定した人とは言えません。それから次三月二四日のことになりましたが、前回の斎藤書記官の証言で、被告の根本は長身で特徴のある顔つきなのでとても記憶に残る顔だというような証言がありました。

そう言いましたかな。

ええ。

はい。

三月二四日当日法廷内でもし私を見ているとしたら、それについてその場面等を三月二四日で、私があなたの印象に残っているのは、とにかく午前中に顔を合わせているので、まあ、法廷に行った時には法廷では、裁判始まる前なんかはどこにおられたかわかりません。混乱が生じて私が、先程の話で一旦専用廊下へ出て戻って来て、それで退廷しなさいということ。を傍聴席のほうへ向かって言って歩いた、その時に傍聴席の東のほうに

午前中に松下の使いとして来たあなたがいるのを見まして、あ、昼前に来た男がここにいるなということが印象に残っております。それは鈴木そのという人と一緒におったと思います。

それ以外では法廷内では。

もうそれ以後は：。

それ以後、以前合せてですが。

以前、以後では当日は記憶に残ってません。

三月二四日の段階で午前中に私が書記官室に松下氏の文書を持って行って、それを斎藤書記官が対応しているとおっしゃいましたが、それとの関連なんです。先程、千田書記官、斎藤書記官のほかにもう一名書記官、第六民事部にいるとおっしゃったんですが、その方の名前はなんとおっしゃるんでしょうか。

それは山部書記官です。

その三名なわけですか。

そう。

本速記録末尾添付の図面(二)を示す

書記官室の入口ここですね。

はあ。

裁判官室の隣ですか。

はあ。

入って机が六つあると思うんですが。

いや、六つ、八つあるんですね。

八つですか、こう八つあるわけですか。

はい。

それぞれ三人の書記官がいらっしゃいますね、その座る特定の位置というのはそれほどどこにあるんでしょうか。

なんか座る位置まで必要あるんですか。

はい、それぞれ持ちいすというのがあるんですか。

それは各自のデスクにあります。

出来ればその位置を教えてくださいたい。

いいですか。

裁判長

書いて下さい。

はい、わかりました。(図面に記入した)

被告人

それでそれは今回、今年三月二四日の、私が持って行ったとされる時期なんですが、六〇年一月三一日と言いますと、二年前になりますか、あ、一年前ですか。
はあ。

その時の机の座っていた位置というのはこの通りだったんでしょうか、それとも
去年ね。

はい。

変わってないと思えますね。

変わってませんか。

書記官は。

書記官の三名の方は変わっていないんですか。

変わってない、おりません。

斎藤書記官、山部書記官、千田書記官なわけですか。

はい。

これは六月六日の冒頭意見陳述の際の発言とも関連するんでお聞きするんですが、京都大学 A 三六七建物明渡請求抗争事件の過程で、その第一審ですか、その京都地裁の段階で、被告の一人竹中千恵子さんに判決文が送達されていなかったという事をご存じですか。

知りません。

全く知りませんか。

最高裁判所 九号の...

一番のことは私は知りません。

それでは二審の大阪高裁に來た段階で第六民事部にあてて控訴人らから判決文未送達について証拠調べ請求の書面が出されているんですが、それはご存じでしょうか。

……、いろんな書面が、いつもいろんな人から出て来るのははっきりした記憶ないんですけども、竹中千恵子さんが主張して來た書面にはそういうものがあつたと思います。

未送達ということですか。

そうです。一番の判決正本の送達に関して調べてほしい、証人調べをしてほしいといった趣旨のことを書いた書面はありました。

そういうものは通常すぐ書記官から裁判官の手に渡るものなんですか。

それは証拠調べの請求書というものはやはりその弁論の状況に応じて出

します。特に仮に来たらすぐ出して見せるというものではありませんが
少なくとも記録は次回期日が接近したら係裁判官あるいは裁判長に提出
しますから、記録に綴じられた書面はその段階で裁判官の目にふれるは
ずです。

その裁判官への提出段階というのは、書記官が自分で決めるわけですか、判断で
いや、もう包括的に期日が接近したら、その大体何日ぐらい前から出す
というふうに自動的に出すように仕組んであります。

その際斎藤書記官は主任だそうです、主任である斎藤書記官の手は必ず通るわ
けですか、その裁判官へ行く段階は。

いや、必ずしも主任のところを通るとは限りません。

それでその判決文未送達ということに関して言えば、私が丁度証言し得る位置に
あったので、この事件で勾留中の大阪拘置所から証言を二つ出しているんですが
四月二四日と六月一二日なんですが、それもご存じないでしょうか。

日はよく覚えておりませんが、最近大阪拘置所監中の根本健司ですか名でそういう一審の判決正本送達に関して書かれた書面が来たことはありません。

斎藤書記官自身がそれを見ているということですか。

ええ、見ております。

それはすぐ裁判官に届けられましたか。

裁判官にもお見せしてあるはずですが、あの最後にエッヘッへて書いてある文書でしょう。

そうです。それも一つですが、あと一つありますが。

あれはちよつと裁判官を愚ろうしたような文体なので見せようか見せまいか迷ったんですけども、一応、やはりお見せすることにしてお見せしました。

今愚ろうとおっしゃいましたが、そういう書記官の判断によって裁判官にある書

類が届けられないということもあり得るわけですか。

いや、よほど雑文書かなんかでない限りは、一応原則としてお見せして
いるんですが、ああいう愚ろうした文章は、そして中味があまり法律的
に実体性がないので、そういうのをお見せしても、ただ、やはり裁判官
も人間ですから、あまり単なる感情を刺激するだけの文章というものは
見せてもどうかかと、かえって公平な裁判の心証に影響するようなこと
があつてはと、そのいぶかつたわけです。しかし、結果的にはお見せし
てあります。

その愚ろうとおっしゃいましたが、そういう判断で今までに裁判官の手に渡らな
かつた文章というのはあるんでしょうか。

いや、ああいう裁判所を侮辱的なあるいは裁判官を愚ろうするような文
章というのは民事訴訟では常日ごろ私はあまりお目にかかったことがな
いんです。ですからそういうのを見せたとか見せないとか、また判断に

検
察
官

迷うとか、そういう経験はこれまでなかったんです。

第三回の口頭弁論期日の整備実施について三月二〇日に事前の打合わせをしたという証言でしたね。

はい。

この裁判長のほうから整備指示書というのが出されておりますけれども。

はい。

それは直接的には誰あてに出されるんでしょうか。

整備指示書は法廷整備を命ぜられた裁判所職員が一番トップである、民事部であれば民事部の首席書記官に出されるんだと思います。

首席書記官のほうから今度は下のほうへおりて来るわけですね。

……。

どういんですか、首席書記官のほうから今度は下の、部下の人たちに具体的な

整備実施計画を作れと、作成せよという指示が出るんですね。

はい、さようです。

あなた方が三月二〇日にやった協議というのもそういう首席書記官の命を受けて
具体的な整備実施計画を立てたと、こういうことになりますね。

そういうことになります。

それでそこでまとまったものは、今度はどういう方法で決裁を受けるかというこ
とについてあなた知っていますか、そのアウトラインだけでいいんですけどね。

その整備指示書でございませうか。

こういうのを、こういう方法によることを協議しましたと、これでよろしいかと
いう伺書みたいな形式を取るんじゃないかと思うんですがね。

いえ、別に書面ではなくて、口頭で裁判長に報告し、そして口頭で指
示を受けたと思います。

今回の整備実施についてもそういう方式を取って、それでその上で実施している

と、こういうことになりますか、

はい。

この石川裁判長が三月一九日付けて出された整備指示書の指示事項欄のその他という欄に法廷秩序維持法上の処置をとる場合があり得ると、こういう特記事項があるんですけども、これはよく見ると当然のこととも思えるんですが、わざわざこういうのを書いた事情というのは何かあるんですか。

はい、それは確かにおっしゃる通り法廷整備の要請をし、あるいは法廷整備の指示書を出すというような事件は、そもそも要注意事件あるいは要整備事件ですから初めから法廷秩序維持法上の処置をとることがある場合は当然でありまして、だからと言ってそれをわざわざ書く必要はないように思いますけれども、しかし、一般実務においては法廷整備を要請しましても、現実にその法廷秩序維持法上の法廷警察権が行使されたという事例、特に退廷命令はこれは実際上よくあるらしいんですが、拘

東命令あるいは制裁裁判というふうなことまで発展するという、あるいは
は警備したという事例はあまりないらしいんです。それで一般的な法廷
警備事件ではあるがこの事件の場合はそこまで行くことがあるかもしれ
ませんよという、特に注意喚起のためにそういうフレーズを誓いたわけ
です。

それから次にですね、この松下の制裁裁判ではバックを投げたということが認定
されているわけですね。

はい。

よく調べてみると酒のバックのようなんですがね、松下は当日酒を飲んでいたん
ですか。

飲んでいたか、飲んでいないかは、私は現場を見ておりませんので知り
ません。ただ、これはそういう酒バックを投げた、投げた時も前に申し
ましたように酒バックであるという認識はありませんでした。ただ、そ

ういう事態がおこつてあとから思い合わせてみますと、松下が法廷で裁判長に発言した言葉からすると、酒を飲んでいたんではなからうかと、非常に強く思われるわけです。と申しますのは、裁判長実質審理をしるとかいう発言をしたわけですが、それが私が松下昇の発言を聞いた最初だったんですけれども、その時の印象でふつと思つたのは、この人は高血圧かなんかでろれつが回らないのかな、あるいは一ぱい飲んで来てるのかなという印象がありました。

主として口調、言葉の調子、舌の回り具合で酒を飲んでいるんじゃないかと推測したと、こういうことですね。

はい。

弁護人（池上）

ちよつと今の検察官のまとめ方ちよつと語弊がありまして、高血圧かまたはという表現だったので、ご注意ください。

検
察
官

舌の回り具合で普通じゃないなというように思ったと、こういうことですか。

はい。あるいは日ごろこういう口のきき方をする人かなとも思いましたけども、しかしやや異常な発言。

裁
判
長

結構です、質問されたことだけ答えて下さい。

はい。

検
察
官

それからこの第三回の口頭弁論期日が開かれる前に法廷の近くの廊下、付近の廊下でウイスキーのびんが置いてあったと。

はい。

というんですけれども、そうすると、傍聴人の中にも酒気を帯びておるものがないんじゃないでしょうか、その点は気がつきませんでしたか。

そこまでは気がつきませんでした。

それから次にね、退廷拘束という裁判長の発言を耳にしたと、こういう証言なんですけれども、みようによっては非常にこう舌足らずな発言だと思うんですけれども、これは正確にきちつと言った言葉が雑音とかけんそうで聞き取れなかったのか、それともね、もともとこの退廷拘束という言葉しか言っていないのか、この点について裁判官に確かめられたようなことはありますか。

……。

裁判長一体どこまで言うたんですかと、こういうことですね、それを特に確かめるようなことしてませんか。

裁判長ご自身には直接確かめてはおりません。陪席と話をした時にはその点に、わざわざ確かめたわけではないんですけれども、その後の経過をお話しした際に陪席裁判官からもお聞きしたことがあります。

あなたが裁判長の発言を受けて全員退廷、松下拘束ということを書記官席のどこ

ろから言ったと、発言したというんですがね。

はい。

それは大きい声で言ったんですか。

ええ、そのつもりで言ったはずなんですが。

その当時の法廷のこう乱れ具合というか、騒がしきからすると、こうかき消されて聞こえないような状況であったのか、それとも、大抵こう耳に入るはずだと、そのいずれですか、あなたの感じでは。

私は聞こえたんじゃないかと思うんですけども、どうもその点はもう一つ、どの程度みんなが聞いたかはつきりわかりません。

それからあなたの席のところに補助参加申立書というような書類を受取れと言って来たと言いましたね。

はい。

その人たちの言葉というのはどんなものだったですか。穏やかに言うんですか、

かなり厳しい口調で言うのですか。そのあたりどうですか。

非常に攻撃的な言葉で、しつこく繰返して言うわけでした、私が説得しても、また、再び同じことを何遍も繰返すと、それを何人もがこもこもに言うという状況でした。

それから紙飛行機が飛んだという証言がありましたけれども、その時、紙飛行機はそののちにどうしたんですかと、こういうことを尋ねたら、どこへ行ったかわからんと、こういう答えでしたね。

はい。

廷吏さんの席の上に乗っていた警類なんかは傍聴人の手によって法廷内のフロアにはらまかれたようなことはありませんか。

あります。

そのあたりはどういう状況だったのですか。

廷吏の机から当事者出入口のあたりまで机の上のものが全部たたき落と

されて散乱しておりました。

それはいつの時点ですか。

私が気がついたのは二回目に法廷に入って来て、この傍聴席のほうへ向かって東から西のほうへ退廷を促して歩いた、そういった時点で見ました。

それじゃ、あなたには誰がどういう状況で散乱させたか、また自然に混乱にまぎれて落ちたものか、その点はちょっとわからんと、こういうことですか。

ええ、直接そういう動作見ておりませんが、やったものは支援者たちであることはもう容易に想像がつかます。

それから弁護人のほうの質問の中に若い女性で医務室へ運ばれて行ったり、女医さんの人がかけつけたというようなことがなかったかという質問がありましたけれども、このこういう法廷で何かトラブルがあつて、それに関連してそういう医療とかいのが行われるとなると、裁判所としてもその対応を、つまり原因がど

ういうものであるかということについて、かなり神経質に対応されるはずだと思
うんですね、したがって、その結末がどうなったかということについて、当然第
六民事部のほうも調査をしておられるはずだと思えますけれども、その点はどう
でしょうか。

……、いいえ、それは、あのう、法廷外での出来事のようにありまして
私自身も現認しておらなくて、あとから話を聞いた程度のことでありま
すから、法廷外でおこったこととしてすべてその処理は庁舎管理者であ
る事務当局のほうで処理したようでありますし、私もそのことはあとで
雑談的に話をしたかもしれませんが、正式に報告しあるいはそ
れに対する対応について指示を仰ぐというようなことは致しておりませ
ん。

細かに言えばこれも伝聞だということになるんでしょうけれども、私が聞いてい
るのはね、結論部分でそういう医者がかけつける事態があったとか、ないのか、

それから若い女性というのは誰であったのか、こういうことについてはね、結論としてはあなた方の耳に入っておるんじゃないかなと思うんですがね。

はい。

その部分だけでいいんですわ。

……。

若い女性というのは誰だったんですか、名前わかりますか。

名前は私は聞いておりません。

病状は何だったんですか。

それも正確には聞いておりません。

それじゃ一〇〇七号法廷に来た傍聴人あるいは当事者、それと関連があるんですか、ないんですか、この事件は、この事件というのはこの医者が診察したとかというのはい。

いや、それは関連あります。それはその支援者の中の女性であるという

ことは聞いております。

あなたの証言では法廷で書類、つまり補助参加の申立といったような書類なんかは受取らないのが原則だと。

はい。

ところがその日は廷吏の山田さんが受取っているし、もう仕方がないということを受取ったと言いましたね。

はい。

あなたの気持の中にはそういう人たちから書類を受取らないとね、その場が取まらないと、むしろ争いが拡大するんじゃないかという懸念はありませんでしたか。それはありました。いつまでもこういうやりとりをしておいてもいつまでも、結局、時間がかかるだけで法廷の鎮静化がはかどらないというふうに思いました。

弁護人（池上）

先程、倒れた女性の件については法廷外のことだから庁舎管理者のほうで処理をしたというふうにおっしゃいましたか。

ええ。

まず、そうおっしゃったかどうか。

先程そう言いました。

本件の事件があった日ですね、庁舎外までの退去ということが言われたわけですが、けれども、それには庁舎管理権に基づく庁舎外退去の趣旨があったのですか。

直接庁舎外の、アツ、法廷外の。

いやいや、退去命令というのはね、法廷警察権に基づく退去命令だということをおっしゃったでしょう。

はい。

しかも現場付近で倒れていた女性については庁舎管理に基づく手当をしたというふうにおっしゃったものだからお聞きしているわけですから、退去命令の執

行というのは庁舎管理権に基づく退去の命令の執行という趣旨があったのですかと聞いています。

いや。

それはないですか。

それはありません。

弁護人（川窪）

あなたが入廷された時に控訴人の松下に氏名を確認したと言いましたですね。

いや、確認してません。

控訴人席に座っているものに対して確認の手續はしなかったですか。

しておりません。

一切してなかったですか。

先程もそういうことは言っておりません。ただ、当日松下が来ていると

いうことは法廷入廷前に山田廷吏から聞いているので入った時にそこに

座っているのが、あ、これが松下昇だなと認識したわけですよ。

それから先程廷吏の机の上にあった書類が落ちていたことに関連して、たたき落とされていたというふうにおっしゃったんですが。

はい。

これは想像で言われたことですね、確認ですけれども。

え。

想像ですね。

はい、散乱した状況からそのように思いました。わざわざ取って床の上に丁寧に置いたという状態ではありません。

それから支援者がしたものであろうと、これも想像でおっしゃいましたですね。

そうです。それしかする人ありません。

裁判官（岡）

裁判長が判決言渡の延期と次回期日の指定をおっしゃられたわけですね。

(うなずく)

その途中で松下が裁判長もつと審理しろというふうな発言をしたわけですね。

そうです。

その際ですね、傍聴席の様子はとうだったですか、誰か発言するものとか、立ち上がったるものはいたんですか。

立ち上がったものはちょっと記憶にありませんけれども、なんか同調するような不規則発言をこじゃこじゃと誰かが言ったのは、何名かが言つたということはあると思います。

そのあと期日変更を言つて立ち上がられたわけですね。

そうです。

その際にもまた松下のほうで裁判長審理をしろと言いながら何かものを投げたということですね。

(うなずく)

その際にはどうですか、傍聴席のほうは。

やはり相当ざわめいておったと思います。静粛に聞いていたという状態ではなかったと思います。

その時点で席を立つものはおりましたか。

……、投じた。

はい、時です。

投じたあとは、……、立ち上がったたりしたのもあって、それから騒然となったわけです。

ものを投げられた直後に退廷命令があったということなんですが。

はい。

騒然となった時との前後関係はどうなんでしょうか。

……。

退廷命令があつてワツとなったのか。

いや。

投げられた時にワツとなって。

そうです。

その時に、そのあとで退廷命令があったのか。

はい、松下が、初めから言いますと、松下が裁判長にしつこく審理しろとか求める発言をした時点からもう傍聴席は騒然となっておりまして、投げ終わったあとは行動的にも立ったり前のほうへ走り出して来たりして、もう混乱状態というふうになったわけですから。

そういう事態が生じて退廷命令が出たということですか。

そうです。

裁判長

三月二四日の石川裁判長の出した退廷拘束というこの命令に関してですけれども、あらかじめ裁判長から退廷命令などの出し方について指示とか、そういうものは

あつたですか。

その点に關しましては退廷については、もし退廷命令、退廷という命令が出れば、これは傍聴席の全員を庁舎外まで退去させるという点はあらかじめ指示があつて理解しておりました。

そうすると、わざわざ傍聴人全員退廷という言い方をしなくても、単に退廷と言つただけでそういう趣旨だと、そういう指示はあつたということですか。

はい、そうです。

拘束についてはどうですか。

拘束については全くそういうふうなことが出るということは具体的に予想していなかったもんですから、指示もないし、また手順なんかも打合
わしておりませんでした。

いなかった。

はい。

最高裁判所 九号の一

(以上 細田良夫)

昭和六一年七月二一日

大阪地方裁判所

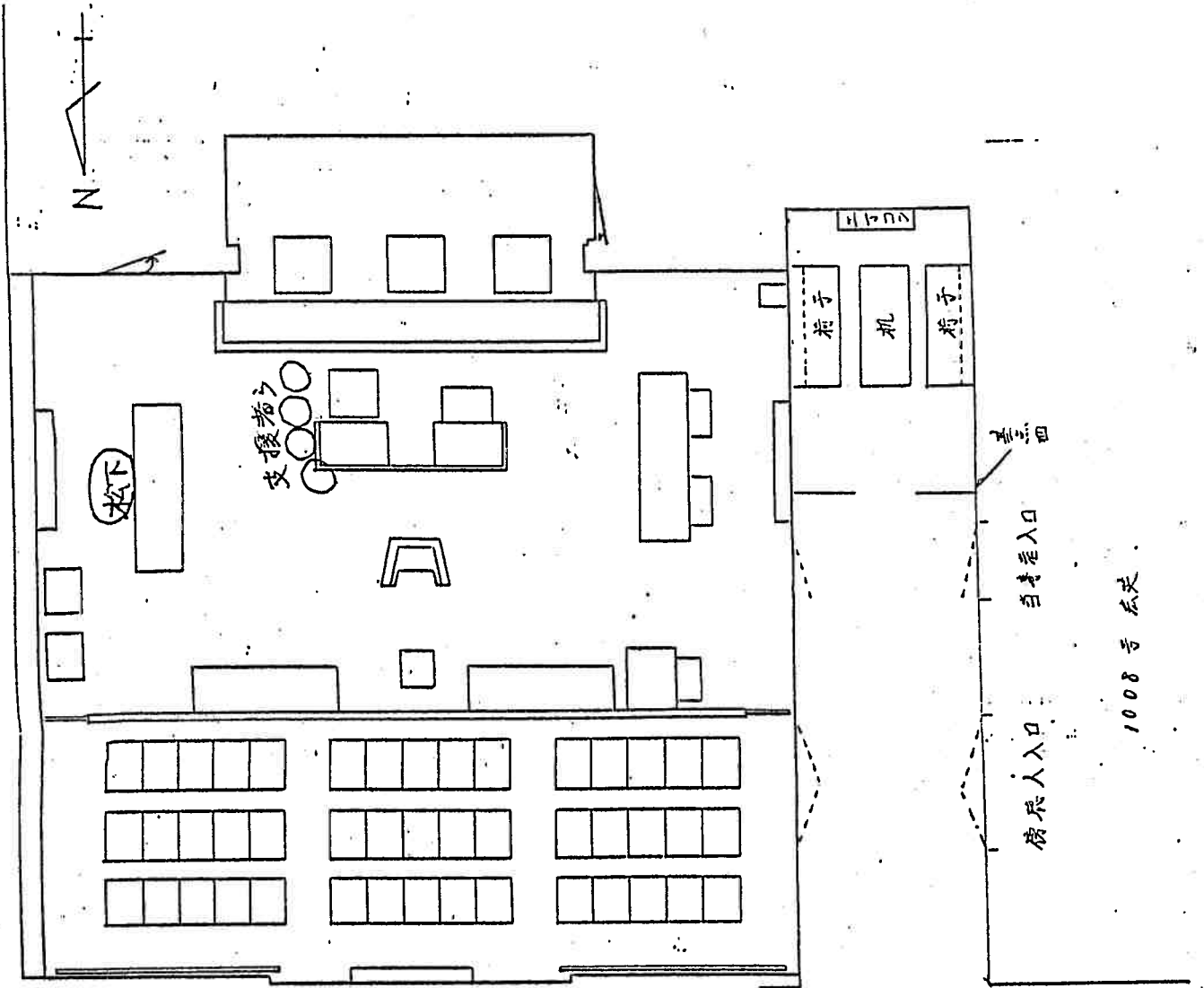
裁判所速記官

原田 むつみ 

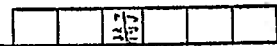
裁判所速記官

細田 良夫 

裁判所



公衆下



61. 7. 11. 斎藤基樹

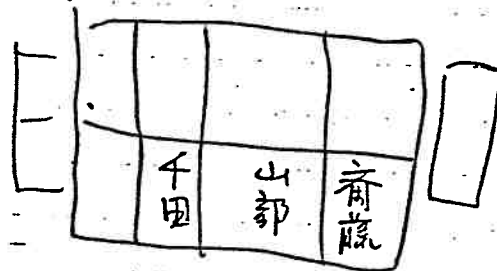
(二)

↑

No.

Date

木6尺平外 書記百毫



入口

注意

61. 7. 11.

木判官室

注意

齋藤基樹



事件番号 昭和六一年(わ)第一三〇二号

証人尋問 調書

(この調書は、第三回公判調書と一体となるものである。)

裁判所書記官印



氏名

大島 邦男

職業

国家公務員

年齢

昭和三二年五月九日生

住居

奈良県北葛城郡河合町中山台
一〇二ノ三三

尋問及び供述

別紙速記録のとおり

以下余白

速
記
録

原本番号一昭和六一年(刑)第一五五号の三

昭和六一年七月
第 七 回
公 中
判 録 日

事件番号

昭和六一年(刑)第一二四二号

証
氏

名 人

大 島 邦 男

検
察
官

あなたは昭和四五年七月一日付で大阪地方裁判所の
事務官に採用されてますね。

はい。

現在は大阪地方裁判所の総務課の警備係に所属
してますね。

はい。

この警備係になったのが、昭和五七年四月一日からと
いうように聞いておられますが、間違ひありませんか。

裁 判 官

はい。

それからあなたは法廷敬言備員として働いておられるようですが、辞令の関係ですが、高裁と地裁と併任辞令が出ているという事なんですが、その時期などがかりますか。

法廷敬言備員の辞令はただいたんが昭和四九年四月一日、高裁の併任辞令が昭和五〇年四月一日です。

四九年四月一日の辞令を見ますと、大阪地裁勤務を命ずると。それから法廷敬言備員を命ずる、それから廷吏に併任すると、それから大阪簡易裁判所勤務を併任すると、こういうふうになっているわけですね。

はい。

それから併任辞令では、五〇年四月一日の分は、大阪高裁勤務を併任すると、法廷警備員を命ずると、それから廷吏を併任すると、こういうことになってるんですね。

はい。

次に法廷警備の関係についてお尋ねしますが、あなたは警備係では役か何か、ついてるんですか。

ついておりません。

直属の上司となるのは、どなたですか。

警備係長の頼経さんです。

頼経俱視さんですか。

はい。

専任の法廷警備員というのは、何名いらんのですか。

私含めて五名です。

で、ほかは警備を要する事件の状況に応じて併任して
くる人達が集まってくるわけですね。

はい。

通常は一階にあるセンターというところが、その待機
場所というふうになってるんですか。

はい。

あなたが直接指示を受けるのは、警備係長の頼経
さんから受けるんですか、普通あなたが上司から
命令を受けるには、大体こういうような手順でその
計画が知らされるわけですか。

警備を必要とする裁判長から地裁の所長に、警
備要請書というのが提出されて、その書類が総

務課の文書係を通じて、連絡センターの私のところに
回つてゐるといふことです。

それを受けて、今度はどういうことをやるんですか。

それを受けて、警備係長が当該事件について
は何かぐらいとかいふことで、当該部の裁判長
と打ち合わせをされるわけですね。

警備指示書というのが、あるんですか。

はい。

見たことあるんですか。

はい。

そこで当該部の裁判長がどういふような警備を実施
していくかと、実施するにたいして指示を出すわけですね。

はい。

裁判所

それに基づいて係長が細かなつめをやっていくということ
ですか。

はい。

そのときに、事前の打ち合わせには、どんな人達に参加し
て決めるんですか。

刑事事件の場合は、刑事の管理官、それから総
務課長若しくは課長補佐並びに警備係長が
大体打ち合わせに行きます。

打ち合わせをする場所は、セミナーでやるんですか。

判事室です、ほとんどが。

そうすると、あなたが先に証言された裁判長以下裁
判官も同席されるわけですね。

はい。

それから頼経警備係長が今度は専従のあなた方に指示を徹底させるときには、どんな方法をやるんですか。文書でやるか、口頭でやるか、その辺りはどうでしょう。

ほとんどと言ってここからい、**口頭**が多いです。

同日でも複数の警備、あそここの法廷でも、こっちの法廷でもというところが起ると思っんですが、そういうふうな、ま、ようはそういうところで警備、なまやいかんというのは表の何かで示されるわけですか。

はい、表の場合もありますし、当日口頭で指示される場合もあります。

そうすると、実際の警備を指揮、指導というか、そういうものをするのは警備係長というように聞いていいんですか。

裁 判 所

はい。

それから、もう一つは当該部の担当書記官と警備係長とのあたりについてのほうはどうですか。とこのほうは、警備係長のほうが書記官の人下、警備実施上の要請をやるのか、そのあたりはどうでしょう。

立会いの書記官の方と係長の方とのあたりとこのほうは、あんまりないと思いますが。

と申しますのは、裁判やって、それで紛糾すると、もめると。もめたら裁判を主催してる裁判官それから書記官という人がサッサと引揚げてまいりますと、残された警備の人はどういうふうな命令が出たのか、どういふふうな対応を示せばいいのかとこのことについて、あるいはミーティングをやっておかないと、混乱すると思

わけるんですけど、実際に行なわれる運用というのは、
どんなものでしょうか。

もめた法廷で裁判長が退席されたという例
は、過去にはもう皆無というぐらいなもので、
そんな場合の打ち合わせというのは、具体的には
私は聞いたことはないです。

開廷前とか、あるいは開廷後でも裁判所の構成員が
そこにいると、警備やるときに簡単に確認もできて、
トラブルが起きないから特段の打ち合わせは、必ずや
なされるというんですか。

そういうことです。

ところで本年の三月二四日に高裁の一〇〇七号法廷で、
高裁第六民事部の民事事件の審理が行なわれて

「た際に、退廷命令とか拘束命令が出て、これを執行
したことがありますね。」

はい。

あなたが当時の警備にあたった人達の現場での指揮
者、最高の責任者というふうになつたと思われま
すが、その点はどうでしょうか、間違ひありませんか。

間違ひありません。

あなたが責任者となるに至つた経過というのを、簡単に
説明してあげてください。

当日、直属の上司の頼経係長が休暇で休ま
れて、私が代行というところで責任者というふうな指
示を受けました。

事前の打ち合わせが三月二〇日にあつたかうな
のですが、

そこへは頼経さんが出席してありぬるんですね。

そうですね。

ところが肝心の三月二四日には、頼経さんは休暇で休んで、そのときには頼むという依頼があったわけですね。

そうですね。

その依頼があった日にちは、いつごろですか。

当該三月二四日に、そういう指示メモ用紙が私の机に置いてあったんです。

そこで、初めて知ったんですか。

はい。

やらなきゃいかんと。

はい。

その以前に頼経さんのほうから、頼むぞという、具体的

責任者も、たいだんをするといふふうなもので、具体的には民訟の管理官と打ち合わせをせよといふふうなメモ的なものですね。

そのメモは、現在でもあなたが手元に持っておられますね。はい、持っています。

昭和六一年七月二一日

大阪地方裁判所

裁判所速記官 一原 田 志 つ み



宣^{せん}

誓^{せい}

良心^{りょうしん}にしたがい、知^しつてい^ることを
かくさず、正^{しょう}直^{じき}に述^のべることを誓^{ちか}い
ます。

証^{しょう}人^{にん}

大

島

邦

男

